

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
[略]		[略]	
3 [略]	[略]	3 [略]	[略]
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第 2 （第 2 条関係）		別表第 2 （第 2 条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
[略]		[略]	
2 知事	[略]	2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。